

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(飲酒運転撲滅条例) 概要

県民の責務等

- ・アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車を運転してはいけません。
- ・家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その**防止**に努めましょう。
- ・飲酒運転を見かけたとき等は、**警察官(110番)に通報しなければなりません。**



飲酒運転で検挙・警告された場合

- ・**基準値※未満で警告(1回目)**
飲酒行動に関する指導を受けるよう努めなければなりません。
※呼気中のアルコール濃度が0.15mg/L以上
- ・**検挙(1回目)または警告(2回目)**
アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。
- ・**5年以内に再び検挙か警告**
アルコール依存症に関する**受診が命じられます**(命令に従わない場合は**5万円以下の過料**)。



事業者の責務等

- ・業務上車両の運転が必要な場合は、運転者が**酒気を帯びていないことを確認**しましょう。
- ・特定事業者※や、飲食店がテナントに入っているビル等の所有者、参加者が飲酒をする可能性がある多人数のイベントの主催者は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の**啓発文書を掲示**しましょう。
- ・飲食店は、来店者の飲酒運転を防止するため、来店者に車両利用の有無を確認し、**運転代行の紹介等**を行いましょう。また、**運転者(ハンドルキーパー)には、酒類を提供しないように**しましょう。
- ・特定事業者※やイベント主催者、タクシー事業者、自動車運転代行業者は、**飲酒運転をしようとするのをやめさせ**ましょう。また、**飲酒運転を見かけたときは、警察官(110番)に通報しなければなりません。**
- ・特定事業者※とタクシー事業者・自動車運転代行業者は、その従業者などに対して**飲酒運転の通報訓練**を実施しましょう。



※酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者

事業者 従業員等が飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から通勤・通学先に通知

通知を受けた事業者は**再発防止のため、研修、指導等**を行わなければなりません。

飲食店 来店者が飲酒運転で検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その**取組を怠ったとき**

店名等の公表、指示書の店内掲示命令

掲示しない場合、**5万円以下の過料**

飲酒運転は犯罪です！道路交通法による罰則もあります

酒酔い運転



罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政処分

運転免許取消

酒気帯び運転



罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

運転免許取消
または免許停止(90日間)

さらに、人を死傷させた場合は「自動車運転死傷処罰法」により、最長で20年の有期懲役が科される場合があります。



身近な人が飲酒運転しないか心配...という方

飲酒運転相談窓口

☎092-609-9110

月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)10時～16時



飲酒運転をしてしまいそうな人、身近な人の飲酒運転に悩んでいる人などからの相談に親身に応じます。お気軽にご相談ください。(相談無料)

みんなの力で
飲酒運転を
なくしましょう！



毎月25日は、
飲酒運転撲滅
の日です。

福岡県飲酒運転撲滅

検索

安全運転管理者制度

1 安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、事業所における安全運転を確保するための制度です。

車両等の使用者は、業務で使用する車両を点検・整備したり、運転手が安全に運転できるように運行計画を立てたり、運転手に対して色々と指示したり…と、事故が起きないように、また事故を起こさないように努めなければなりません。

しかし、車両や運転手が多ければ、そのすべてを一人で行うことは不可能です。

そこで、使用者に代わり具体的にチェックを行う者として、「安全運転管理者」を選任させることとしているのです。

2 自動車の使用者の義務

自動車の使用者は、その使用する自動車が規定の台数以上の場合、その使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任しなければなりません。また、選任したときは15日以内に公安委員会へ届け出なければなりません。

選任及び届出を怠ると処罰されることがあります。



自動車の使用者とは

その自動車を使用する権限を有し、かつその自動車の運行を直接管理する者をいいます。

具体的にいえば、事業所の代表者や営業所の所長などがこれにあたります。

【道路交通法第74条の3第1項】安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】5万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

【道路交通法第74条の3第4項】副安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】5万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

【道路交通法第74条の3第5項】選任、解任届出義務

自動車の使用者は、安全運転管理者または副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に、所定の事項を自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

【届出しなかった場合】2万円以下の罰金または科料〔法人等両罰有〕※

※ 法人等両罰とは…会社等の法人にも責任がある場合は、その法人にも刑罰が科せられる。

3 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

1. 安全運転管理者

- 乗車定員11人以上の自動車を使用している場合…1台以上
- その他の自動車を使用している場合…5台以上



- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。以下副安全運転管理者を選任する場合にも同じ。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



$$\begin{array}{c} \text{軽自動車} \\ 4 \end{array} + \begin{array}{c} \text{バイク} \\ (4 \times 0.5) \end{array} = 6 \text{ 台}$$

安全運転管理者の選任が必要となります。

2 副安全運転管理者

- (車種、乗車定員関係なく)すべての自動車を使用している場合…20台以上
- 以降20台増加するごとに、副安全運転管理者を選任するものとする。
- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



$$\begin{array}{c} \text{トラック} \\ 12 \end{array} + \begin{array}{c} \text{軽自動車} \\ 9 \end{array} = 21 \text{ 台}$$

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任が必要となります。

4 安全運転管理者等の選任要件

◎ 安全運転管理者

- 20歳以上の者(※)
- 2年以上の運転管理の実務経験を有する者
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない

- ・ ひき逃げ
- ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転
- ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転に対し車両や酒類を提供する行為
- ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に依頼・要求して同乗する行為
- ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転放置駐車違反の下命・容認
- ・ 自動車使用制限命令違反(※)

(※)ただし、副安全運転管理者を選任する事業所にあつては、30歳以上の者

◎ 副安全運転管理者

- 20歳以上の者
- 1年以上の運転管理実務経験を有する者か、3年以上の運転経験を有する者
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に一定の違反行為をしたことのない者（一定の違反行為とは、安全運転管理者の場合と同じ）

5 安全運転管理者等の届出手続

安全運転管理者等を選任したときや、届出事項に変更が生じたときは、事業所を管轄する警察署を通じて、公安委員会に届け出なければなりません。

届出手続に際し必要な書類は、次表のとおりです。これらの書類をすべて揃えて、事業所を管轄する警察署の交通課に提出してください。

※ 書類が不足している場合受付できません。 ※ FAXや郵送では受付できません。

※令和4年1月4日から、「ふくおか電子申請サービス」を利用したのオンライン申請が可能となりました。

安全運転管理者等の届出手続に際する必要書類

	安全運転管理者等に関する届出書	新管理者の住民票 (3か月以内発行)	運転記録証明書 (1か月以内発行)
安全運転管理者等を選任する場合	○	○	○
安全運転管理者等を交替する場合	○	○	○
届出事項(代表者名等)を変更する場合	○	×	×
安全運転管理者等を解任する場合	○	×	×

安全運転管理者等に関する届出書は、県警のホームページからダウンロードするか、警察署の交通課窓口で入手してください。

- ・ 住民票は、新しく安全運転管理者等になる方のものを提出してください。
- ・ 県外に住民用がある方は、住民票と併せて、会社作成の「居住証明書」(様式不問)を提出してください。
- ・ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターが発行するもので、過去の違反歴や事故歴を証明するものです。提出の際は、過去3年間のものを準備してください。詳しい取得方法については、[自動車安全運転センターホームページ](#)をご覧ください。

6 安全運転管理者等の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や、内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければなりません。

内閣府令で定める安全運転管理業務

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 運転者の状況把握 | 5. 点呼等による安全運転の指示 |
| 2. 安全運転確保のための運行計画の作成 | 6. 運転日誌の記録 |
| 3. 長距離、夜間運転時の交替要員の配置 | 7. 運転者に対する指導 |
| 4. 異常気象時の安全確保の措置 | |

※安全運転管理者の業務拡充について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、安全運転管理者の業務が拡充されます。

- ・ 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和 4 年 4 月 1 日施行)
- ・ アルコール検知器の使用等(令和 4 年 10 月 1 日施行)

7 安全運転管理者等講習について

公安委員会は、安全運転管理者等に安全運転に必要な知識等を習得させるため、法定講習(安全運転管理者等講習)を実施しています。

自動車の使用者は、公安委員会から講習の通知を受けた際、選任している安全運転管理者等に、その講習を受講させる義務があります。

安全運転管理者等講習は、毎年県内各地で実施しております。詳しい日程は、[福岡県交通安全協会ホームページ](#)をご覧ください。

※この講習は、既に選任されている安全運転管理者等に対する講習です。安全運転管理者等になるために受講する講習ではありませんのでご注意ください。

※ お問合せ先 福岡県警察本部 交通企画課 電話番号：092-641-4141

駐車許可の申請手続きについて

○駐車許可制度の概要

駐車禁止場所（道路標識等により車両の駐車が禁止されている道路の部分等）に駐車せざるを得ない特別な事情がある場合には、その駐車禁止場所を管轄する警察署に対して駐車の許可を申請することができます。

車両は、警察署長が申請に係る駐車の時間、場所、用務及び駐車可能な場所の有無につき、下記要件に基づいた審査を行った上で許可したときは、駐車禁止場所に駐車することができる制度です。

○対象となる用務例

医師、歯科医師等による定期的な訪問診療、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション、介護サービス事業所による通所サービス、貨物の積卸し、引っ越し作業など。（これらは例示であって、個別の用務を限定するものではありません。）

ただし、これらの用務に該当する場合であっても、交通の実態等に応じて許可するものであり、すべての場合に許可できるものではありません。

○駐車許可の要件

次のいずれにも該当することを要件とします。

- 1 許可を受けようとする駐車の時間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - （１）駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - （２）駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - （１）道路標識等で駐車が禁止されている場所、法定の駐車禁止場所（放置車両となる場合を除く。）又はパーキング・メーターが設置されている時間制限駐車区間であること。
 - （２）無余地場所及び駐車方法違反になる場所でないこと。
 - （３）駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - （１）公共交通機関その他の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - （２）５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。
 - （３）道路使用に該当する用務でないこと。
- 4 許可を受けようとする場所の駐車について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。
 - （１）重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - （２）（１）以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね１００メートル以内

○根拠法令

- ・道路交通法第４５条第１項、道路交通法第４９条の５、福岡県道路交通法施行細則第７条

○申請窓口

- ・駐車しようとする禁止場所を管轄する警察署の交通課

○申請受付時間

- ・月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く。） ・ ９：００～１６：００

○オンライン申請

- ・オンライン申請の流れ

https://www.police.pref.fukuoka.jp/data/open/cnt/3/769/1/onnrainnosiras_e_cyusyakyoka.pdf?20211228153516

- ・申請方法

警察行政手続サイト（下記 URL）から手続してください。

<https://proc.npa.go.jp> （警察行政手続サイト）

- ・問合せ先 福岡県警察本部 情報管理課

○申請書類

1 駐車許可申請書

申請窓口で受領できるほか、福岡県警察のホームページからダウンロードにより取得できます。

○福岡県警察ホームページ

- ・HOME > 申請・手続き > 各種手続コーナー > 交通に関する手続き > 各種申請に関すること > 駐車許可の申請手続きについて
- ・https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/kotsukisei/kyoka/tyuusya_kyoka.html

2 添付書類

（１）申請に係る車両の自動車検査証の写し

（２）許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図

（建物又は施設の名称等が判別できるもので、駐車場所に印を付したもの）

（３）駐車に係る用務を疎明する書類

※申請内容に応じて上記以外の書類が必要となる場合がありますので、詳細は申請窓口にお問い合わせください。

緊急時における許可時間の変更申請

1 概要

既に許可を受けている駐車時間について、緊急の事情がある場合には、前記申請受付時間内外にかかわらず、口頭又は電話により許可時間の変更を申請することができます。

2 申請方法

許可を受けた警察署に対して、「緊急時における駐車許可時間の変更申請」である旨のほか、

- ・申請者の氏名（事業所の名称）／電話番号／許可番号／訪問先
- ・変更前と変更後の駐車時間／駐車時間の変更理由

を申し出てください。

3 許可時間変更後の駐車方法

駐車時間の変更について許可する場合は、警察署から承認番号をお伝えしますので、記載例の書面を申請者自身で作成の上、お持ちの駐車許可証とともに、車両の全面の見やすい箇所に提出してください。

※ この申請は、緊急の事情により許可時間を一時的に変更するものです。

申請日以降、引き続き当該変更した時間に駐車する場合は、許可を受けた警察署において必要な手続きを行ってください。（手続の詳細は、許可を受けた警察署にお問い合わせください。

（記載例）

駐車許可証番号〇〇〇〇番については、駐車時間を〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までの間に変更申請し承認を受けています。

〇〇警察署 承認番号〇〇番

4 問合せ先

各警察署交通課

介護に携わる関係者の皆さまへ

中国残留邦人等に

支援・相談員や自立支援通訳を派遣する制度をご存じですか

中国残留邦人・樺太残留邦人（以下、中国残留邦人等といいます）は、平均年齢が70歳を超え、介護サービスを利用する機会が増えています。介護に携わる皆さまは、中国残留邦人等を支援するとき、日本語がうまく通じないなど困った経験はありませんか？

厚生労働省では、永住帰国した中国残留邦人等が、地域で安心して生活できるよう、中国語（またはロシア語）が堪能な**支援・相談員**や**自立支援通訳**などを各自治体に配置して、生活上の相談にのったり、公共機関のサービスを利用するときなどの日本語通訳を行っています（制度の詳細は裏面をご覧ください）。

介護の現場に支援・相談員や自立支援通訳などの派遣をご希望の場合は、お近くの自治体の担当課にご連絡ください。要件を満たした場合、自治体から支援・相談員や自立支援通訳などが派遣されます。



支援・相談員、自立支援通訳などの派遣の流れ



- この事業は国の委託費、補助金で実施しています。



厚生労働省 社会・援護局中国残留邦人等支援室

◆中国残留邦人等とは・・・

戦後の混乱の中、中国や樺太に残留を余儀なくされた日本人を中国残留邦人等といいます。中国残留邦人等は、肉親と離別したり、長期にわたり中国や樺太に残留せざるを得なかったことなど、筆舌に尽くせないご苦勞を重ねた後、ようやく日本に帰国した方々です。永住帰国した中国残留邦人等はご家族を含め、現在、約2万人を数えます。

多くの方は中高年になって帰国したため、日本の教育を受ける機会がなく、日本語の習得にも困難がありました。そのために安定した職に就けず、懸命に努力しても老後の生活の備えが十分でなかったり、地域にとけ込めず、日常生活に支障をきたしているケースも少なくありません。

厚生労働省では、このような中国残留邦人等に各種の支援事業を行っています。

支援・相談員、自立支援通訳等派遣事業について

1. 支援・相談員

【事業内容】

地方自治体（または自治体の福祉事務所）に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語（またはロシア語）ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言などを行うことにより安心した生活が送れるよう支援します。



【支援対象者】

支援給付（※）を受給する中国残留邦人等本人と配偶者

（※）支援給付とは

世帯の収入が一定の基準に満たない中国残留邦人等ご本人とその配偶者に対し、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことにより、安心して生活していただくための制度です。

2. 自立支援通訳等

【事業内容】

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関のサービス利用時の通訳などを行うことにより、地域で安心した生活が送れるよう支援します。

○自立支援通訳

医療や健康相談を受けるとき、行政機関の援助を受けるときのように、正確な日本語が必要な場面に同行して、通訳業務を実施

○自立指導員

日常生活での諸問題についての相談・指導や、関係行政機関への連絡を行う

【支援対象者】

日本に国費または自費（国費相当者）により永住帰国した中国残留邦人等とその家族（同行入国世帯）

●自治体の事業実施状況により、派遣の依頼に対応できないこともありますので、お近くの自治体にご確認ください。